

**環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン
実施状況の確認調査報告
コメントと質問**

国際環境 NGO FoE Japan

下記の通り、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン 実施状況の確認調査報告」に関するコメント及び質問を提出させていただきますので、ご査収下さいますようお願い致します。

●P.8「意思決定後に環境レビュー及びそれに関する情報開示を行うことも可能としていく必要がある」に対するコメント

- ・ こうした動きは、JBIC ガイドラインの改悪にもつながりかねないと大変憂慮します。貴行がどのように投融资の意思決定後の環境レビュー・情報公開をガイドライン上に盛り込もうとお考えか、事前に情報を共有していただいた上で、十分な議論をさせていただきますたいと存じます。

●p.18 「(8) 非自発的住民移転」に関する確認調査の対象についての質問

- ・ 確認調査の対象は、住民移転又は用地取得が発生する案件に限られており、生計手段の喪失は含まれていないのでしょうか。そうである場合、なぜ生計手段の喪失が含まれていないのか、その理由をご教示ください。

●p.18 「投融资の意思決定時点で住民移転や用地取得が完了していない場合、JBIC がその実施状況をモニタリングしており、現時点で大きな問題は生じていない」という点に関する質問

- ・ 意思決定時点で住民移転・用地取得が完了していない案件は何件あったのでしょうか。各々のセクターと案件名も合わせて、ご教示ください。
- ・ 「現時点で大きな問題は生じていない」とありますが、ガイドラインに則ったものであったという理解でよろしいでしょうか。具体的にご教示ください。(移転計画の策定・実施・モニタリングや住民参加・情報公開を伴う移転計画の策定等々の状況)
- ・ 意思決定時点で住民移転・用地取得が完了していないケースでは、意思決定時の合意文書にどのような条件を盛り込み、ガイドラインの遵守の確保を図っているのか、具体的にご教示ください。

以上